

資 料	水-3
作 成	水 道 局 総 務 部
提 出	令 和 4 年 7 月 19 日

市民生活の支援のための
水道基本料金の減額について

市民生活の支援のための水道基本料金の減額について

札幌市では、原油価格・物価高騰の影響を受ける市民の皆様の生活支援のため、下記のとおり水道料金の基本料金を2か月分減額いたします。

1 内容

(1) 対象者

本市と契約のある方で、「家事用」の料金が適用されている方

(2) 減額金額

2,904円（基本料金1,452円×2か月分）

※10月又は11月に転出入した場合は、基本料金が2か月に満たないことや、検針後の入居などで減額金額が異なる場合があります。

■減額後の請求金額（イメージ）

$$\text{請求金額} = \text{水道料金} + \text{従量料金} + \text{下水道使用料}$$

基本料金
+
従量料金
+
下水道使用料

減額対象
減額対象外
減額対象外

(2,904円 ⇒ 0円)

※従量料金と下水道使用料については減額対象外です。

(3) 対象期間

令和4年10月と11月の水道メーター検針分（2か月分）

(4) 対象件数

約102万件

2 お客様による手続き

このたびの減額に関するお手続きは不要です。

3 その他

このたびの水道料金の減額については、8月に開催予定の札幌市議会の臨時会における補正予算の成立が前提となります。

■お問合せ先

水道局総務部

・補正予算に関すること 財務課 TEL (011) 211-7016

・料金減額に関すること 営業課 TEL (011) 211-7039